

外国籍調停委員等の任命に関する会長声明

これまで各地の弁護士会において、調停委員、司法委員、参与委員（以下「調停委員等」という。）の弁護士委員の推薦依頼に基づいて、外国籍の会員を推薦したところ、各裁判所から推薦された外国籍会員を最高裁判所に上申しないという取扱が繰り返されてきた。

しかし、このような取扱には法律上の根拠がない。

裁判所の調停手続は、民事・家事に関する紛争を当事者間の話し合いで解決する手続であり、調停委員は、当事者双方の言い分や心情を理解しつつ、専門的な知識ないし社会生活上の豊富な経験をもとに、助言や斡旋、解決策の提示などを行い、当事者間の話し合いと互譲を通じて合意を促し、紛争解決を図ろうとするのがその職務の本質である。また、司法委員は、簡易裁判所の訴訟事件の和解について裁判官を補助したり、事件の審理に立ち合って裁判官に意見を述べたりすることを職務とする。参与委員は、家庭裁判所で行われる一定の家事審判手続の審判に立ち会ったり、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べたりすることを職務とする。いずれも、裁判を行う権限はない。

したがって、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員になるためには、当然に日本国籍を有するとの内閣法制局の見解を前提としても、調停委員等の職務の本質は公権力の行使にかかわるものではない。

これに対し、最高裁判所は、調停委員が公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員に該当するという。その論拠として、調停が成立した場合の調停調書の記載は確定判決と同一の効力を有すること、調停委員は裁判官と共に調停委員会を構成して調停の成立に向けて活動を行い、調停委員会の決議はその過半数の意見によるとされていること、調停委員会の呼出、命令、措置には過料の制裁があること、調停委員会は事実の調査及び必要と認める証拠調べを行う権限を有してい

ること、などを挙げる。しかし、調停調書が確定判決と同一の効力を有するのは、当事者の合意に由来するものであって、公権的に当事者の権利を制約するものではない。調停委員会の決議も当事者の権利を公的に制約するものではない。調停委員会による事件関係者の呼出等に対する不出頭等について過料の制裁があるものの、過料は、裁判所が決定するものであって、調停委員あるいは調停委員会が決定するものではなく、また、調停制度の実効性を担保するための補完的職務にすぎない。調停委員会が行う権限のある事実調査及び必要と認める証拠調べも、事実調査は強制力を有していないし、証拠調べについても、現実には強制的な権限行使を想定していない。したがって、最高裁判所の挙げる論拠には合理性がない。

憲法14条の平等原則を含む憲法第3章に規定する基本的人権の保障は、権利の性質上、日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決）。そして、平等原則は、法的に平等に扱われる権利を保障し、不合理な差別的取扱を禁止している。調停委員等については、民事調停委員及び家事調停委員規則その他関係法令においても国籍を要件とする記載はなく、欠格事由の定めの中にも国籍は挙げられていない。このように、法令上、日本国籍を有することは、調停委員任命の要件とされていないにもかかわらず、国籍を有しないことのみを理由として、一般的に調停委員に任命しないという取扱は、外国籍を有する者に対する不合理な差別に他ならず、平等原則に違反している。

国連人種差別撤廃委員会は、日本政府に対し、2010年の総括所見の第15項において、資質がある外国籍の者が調停委員になれないことに懸念を表明し、外国籍の調停委員が家庭裁判所で活動できるように勧告している。また、2018年の総括所見の第22項では、在日コリアンについて、調停委員にとどまらず、公権力の行使または公の意思形成の参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めるよう勧告している。

わが国には80万人超の永住権を有する外国人がいるほか、国際結婚や就労、留

学などによってわが国に定住する外国人は近年増加傾向にあり、昨年末現在で在留外国人は300万人を超えた。徳島県における在住外国人も、令和4年12月末現在で80数カ国、7,009人にのぼっている。人口減と高齢化社会の到来により、労働力を確保するという社会的要請があること、わが国の文化や学術に対する関心の高まり等にかんがみても、在留外国人は今後も増加することが見込まれる。外国の言語、文化や法律にも通じた外国籍の調停委員等が存在することで、在留外国人が、調停手続を利用して自らにかかわる紛争を解決することを容易にすること、ひいては日本社会で安心して生活できるようになることにもつながり、多民族、多文化が共生する社会の実現にも資するものと考えられる。

実際、1974年から1988年まで、台湾籍の大阪弁護士会会員が、外国籍のまま民事調停委員に任命され、何ら支障なくその職務を行い、大阪地方裁判所所長から表彰を受けている。このことに照らしても、調停委員が外国籍であってもその職務を行うことについて何ら支障はない。

以上より、外国籍を有することのみを理由として、外国籍弁護士の調停委員等への任命を拒否することに合理的な理由はなく、憲法14条、国際人権規約26条及び人種差別撤廃条約5条の平等原則に反することは明らかである。また、この理は外国籍弁護士に限った問題ではなく、外国籍を有する者一般にあてはまる。

よって、当会は、最高裁判所に対し、これまでの運用を改め、調停委員等の任命にあたり、その国籍を問わないようにすることを強く求める。

2023（令和5）年10月27日

徳島弁護士会

会長 梶野正寛